

非営利組織と社会経済制度問題：V・ペストフ (Pestoff) の所説の示唆するもの

藤田, 暁男
金沢大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4493096>

出版情報：経済學研究. 59 (5/6), pp.79-94, 1994-06-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



非営利組織と社会経済制度問題

— V・ペストフ (Pestoff) の所説の示唆するもの —

藤 田 暁 男

1 非営利組織の社会的意味について

非営利組織 (nonprofit organization) は、主として1980年代に入って、アメリカ、カナダ、EC 諸国、スウェーデン、日本等の先進諸国において目立った拡大を見せ、今日では社会経済制度の新しい重要な役割を担う構成要素として注目されつつある(藤田)。この非営利組織は、公的組織や営利組織と異なって、多様性を特質とするだけに分類や拡大の根拠等についても多様な考え方があり得るが、ここではこれに関する最も重要と思われる社会経済制度のこれからの在り方に関わる問題との関連で取り上げることにしたい。この観点から非営利組織を分類するとすれば次のようになる。

A 本来の非営利組織

1 社会的非営利組織

- ① 協同型組織：協同組合、労働組合、消費者団体、環境保護団体等
- ② 福祉型組織：医療組織、社会福祉組織、共済組織等
- ③ 教育・研究・文化組織：教育組織、学術組織、文化組織等

2 住民的・同好の非営利組織：町内会、老人クラブ、文化サークル等

3 公的関連非営利組織：日本労働協会、日本消防検定協会、地方公社等

B 類似的非営利組織

4 産業支援的非営利組織：経済団体、産業振興センター、企業系シンクタンク等

上記の分類では必要以外のものは簡略化されているが(詳細は藤田 8ページ、若干の修正がある)、ここでは「A本来の非営利組織」、とりわけ活動の中心をなしている「社会的非営利組織」が注目される。「社会的非営利組織」の拡大の背景には、高齢化社会、福祉・医療、教育、都市、環境の諸問題、資本の奔放な国内的・国際的活動による諸問題、今日なお克服されない労働者の不安定就業・失業の問題等に対応して、労働者・生活者・住民が、多かれ少なかれ自己防衛的に或は新たな主体的な目的意識のもとに、特に生活に関連する場と活動において、営利組織ではなしえない社会的組織活動を試行錯誤しつつ求めている状況があると考えられる。その場合、「社会的非営利組織」の主要な社会的意味は次の3点である。1) この組織は、福利的社会的目的性と自主決定・自主経営性を特性とする組織であり、上述のような今日の社会問題に対応する多様な社会的目的と個々人の自主的な要求とを合致せざる主体的な組織となりうる。2) この組織は、営利原則に乗らない不採算の

重要な分野での活動が可能であり、階級対立のある営利組織にはない組織的協同性が獲得できる組織である。3) 現代社会における自主的で多様な活動と相互協力による社会的活動を行う人々の増大に照応し、多様性と目的協同性を有する主体的な組織である(藤田)。このような諸点は、社会経済制度の今後の新しい在り方に大きな問題を提起すると考えられる。本稿は、このような観点から社会経済制度の諸問題について基礎的な考察を行うものである。

2 ペストフの社会経済制度論

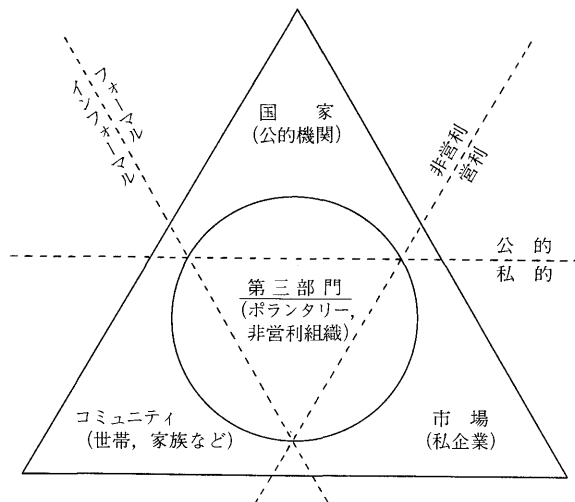
非営利組織を理論の中心に置いて新しい社会経済制度の在り方を探究する代表的な研究者としてヴィクトール・A・ペストフ (Victor A. Pestoff, スtockホルム大学) をあげることができる。彼の考えを参考にしながらここでの考察を進めよう。彼は、スウェーデンモデルの崩壊後の新しい道を模索するなかで、国家や市場に全面的に依存しない非営利組織や協同組合を

中心とする新しいタイプの福祉国家の構築を考究している。彼の主著『市場と政治の間—スウェーデンの協同組合』(Pestoff 1991a)は、これからの社会経済制度において重要な役割を有する協同組合を、市場への対応と政治状況への対応との両方への対応をなしうる唯一の主体的組織として取り上げ、これまでの協同組合活動に徹底的なメスを入れつつ、協同組合以外のそのような新しい制度のコアとなりうる非営利組織にも適用できる組織論をも提起している。このような考え方に立つ社会経済制度論の概略を行論に必要な限りで見よう。

(1) 「福祉混合 welfare mix」について

ペストフによれば、基本的社会秩序はコミュニティ、市場、国家、アソシエーションによって成り立っており、その骨格としての社会制度は世帯、私企業、公的機関、ボランティアアソシエーションないしは非営利組織によって構成されるときとして、図表1を示している (Pestoff 1991b pp. 23-25, 岩田訳8-9ページ)。この枠組みにおいて社会福祉サービス供給組織としての

図表1



第3セクターの理論的再検討を行い、「福祉国家の豊富化」に第3セクター、非営利組織と協同組合が積極的な役割を果たし得ることを論じている。

図表1の国家、市場、コミュニティの「三つの次元」と第3セクター（非営利組織）との関係を次のように言う。それらにまたがった位置にある第3セクターは、「それらの社会秩序の混合にすぎないものとして説明さるべきではなく、むしろそれらの失敗（failure）との関連で述べられるべきである。第3セクターの機能が実効的であるのは、市場、国家、コミュニティに欠陥があるからである。---第3セクターは（多様であり—筆者）同種のカテゴリーや現象から程遠いものであるが、市場、国家、コミュニティに替わる社会統合の制度を準備するものである。---第3セクターの役割は異なった国によって様々であり、また、それと国家との関係も様々である。更に、それらの役割と関係は時代と共に変化する。」（Psstoff 1993 pp. 13-14）。

また、ペストフは、非営利組織や協同組合等の諸組織が「福祉国家の豊富化」にどのように関わるかについて、図表2のような整理をしている。「退出 exit」「抗議 voice」は言うまでもなく A・ハーシュマンの組織論（ハーシュマン）に依拠するものであり、Xが多いほど強い関

係、(X)は一定の条件のもとでの関係を示している。そして、非営利組織の抜群の「目的達成度」の主要な根拠として、それが「公的機関や私的営利機関がなしえない、『出向いて手を差し伸べる機能 outreach function』」を持つことをあげている（Pestoff 1991b pp. 37-41, 岩田訳 20-23ページ）。これに関連して、非営利組織と協同組合は顧客の力を強めると共に、福祉多元主義をも広めることができるとして次のように言っている。「大多数の消費者にとっても生産者にとっても重くのしかかる業務費用は、抗議と関わり合い (involvement) の有効な役割についての認識を高めるばかりでなく、それらを退出にたいする妥当な補完要因として受け入れさせる。このことは、言い換えれば、我々が社会福祉生産において、市場メカニズム導入の方法をもっぱら探し求めるよりも、むしろ抗議と関わり合いの機能を改善することに努力を傾けるべきことを意味している。これを実行する一つの方法は社会福祉の生産に大きな役割を有する第3セクターを取り入れることである。」（Pestoff 1993 p. 16）。

(2) 「交渉経済 negotiated economy」について

北欧諸国の経済システムとして論議されることの多い「交渉経済」は、「一つの組織だった社会秩序、その中で資源配分の重要な部分が、国家、諸組織、企業における多くの独立した決定機関の間の制度化された交渉を通して行われる」と定義されている。そして、その内容について次のように言う。「交渉経済概念は対立や紛争ではなく、意思決定における合意形成や妥協を重視する概念である。それはまた、交渉当事者が利害を対立させたり矛盾状況にあるとしても、その当事者間で繰り返し行われる相互作用

図表2 労働生活の改善、退出と抗議、目的達成度の向上についての主な制度的選択肢

制度的選択肢	労働生活			
	退出	抗議	の改善	目的達成度
消費者協同組合	×(××)	×××	×(×)	×
労働者協同組合	××(×)	(×)	×××	×
非営利組織/ 非政府組織	×(×)	×(×)	×(×)	×××
公的機関	(×)	×(×)	×	×
私企業	×(××)	(×)	×	×

の重要性を強調している。----話し合いを通して合意形成されたことによる利益は、個別交渉にあたって直接の当事者にもたらされるだけでなく、関係者一般やさらには経済、社会全体に及ぶのである。」(Pestoff 1990 p. 7 pp. 37-38, 岩田他訳33, 57ページ)。

生産者・消費者間の交渉においてその範囲は、「製品開発や生産量といったものから販売促進にまで及び、ときには価格決定や投資さえも含むことがある」が、それら主体の交渉における対応の在り方の説明にはまたハーシュマンを使い次のように言う。「多くの生産者は『成熟した知的消費者』との対話から多くの情報を得るであろう。----それゆえ、生産者は退出を補完するものとしての抗議の必要性和その利益を認識しなくてはならない。もし市場が消費者に対しての生産者の力を強調するならば、消費者と生産者との話し合いを促進するための、市場とは異なった枠組みが形成されなくてはならないであろう。ガルブレイスの拮抗力という考えは、生産者もまたこのような合法的制度を喜んで認め、それらがもたらすメッセージに耳を傾けるべきだということを示唆している。」(Pestoff 1990 p. 38, 岩田他訳58ページ)。

ペストフは「コーポラティズム」と「交渉経済」を区別し、後者を柔軟な内容においてより普遍的な概念とする志向を有しているが、最近の論文では、1991年以降の「スウェーデンモデル」の崩壊、強烈な国際化の波及と共に「交渉経済」も揺らぎつつあるという危機感を募らせており、「交渉経済の再組織」についての困難さを論じている (Pestoff 1993)。

ここでペストフが提示した社会経済制度に関連する問題点について整理しておこう。

1) 社会の基本的構成要素としての国家、市

場、コミュニティの今日的「失敗」を補完し、生活の多様な要求に柔軟に対応し得る新しい役割を持った社会構成要素として非営利組織・第3セクターを提起している。

2) 特に、公共的分野においても強調される市場メカニズムの限界を指摘し、それに代替する組織的機能の論理の展開を試みている。それは、主としてハーシュマンの「退出」「抗議」の理論に依拠し、労働者の生活改善には協同組合が、福祉国家の目的達成には非営利組織が適格的であるというように、多様化する生活目的に応じた諸非営利組織の論理の展開として試みられている。

3) これらの諸非営利組織は、生産者と消費者・利用者の対話の制度化や企業への労働者の参加、自主的運営等の組織形態としても注目されている。

4) 中央集権的計画と市場競争との中間或いはメソ領域の主体間関係としての「交渉経済」が、社会調整の今日的システムとして注目されている。また、それと非営利組織との関係は明示的ではないが、協同組合や消費者団体の拮抗力形成の必要の強調等から見て、市場メカニズムを補完し、代替する機能に注目する点では、「交渉経済」と非営利組織との間に一定の照応関係を見ていると考えられる。しかし、スウェーデンにおけるような従来型コーポラティズムは再構築が必要でありそうせざるをえないと考えており、より柔軟なメソ領域を中心とする社会経済制度が考えられようとしている。

3 いくつかの社会経済制度論について

上記のペストフの問題提起を念頭に置いて、

いくつかの社会経済制度論の特色と問題点を検討しよう。便宜的にいくつかのタイプに分けて考えてみよう。

(1) 市場システムと参加システムの接合

このタイプの見解は非常に多いが、整理された代表的見解として丸尾直美の場合をあげよう。「市場の失敗」「政府の失敗」を前提した上で、それを補完するものとして「参加あるいは社会契約型の社会的政策決定システム」を提示する。それは具体的には「関係者が参加して構成される委員会組織の政策決定機構」であり、この「参加型委員会システム」においては「社会集団」の代表者および専門家による「人間的コンタクトとコミュニケーション」を通して「原則として全員一致交渉と『社会契約』による合意の形成」が図られる（丸尾251-260ページ）。そして次のように述べられている。「多元的運用を多元的グループが同時決定する場合には、参加システムによる社会契約的決定が適する」とした上で、「第三の決定システムとしての参加システムを導入する場合、参加システムの安易な拡充が議会民主主義と市場システムの機能をそこなうことがないように、議会民主主義、市場システム、参加システムの三システムを福祉と民主主義にとって最適な形で組み合わせる総合決定システムを確立していくことが、要請されているのである。」とする（同 260ページ）。

ここでは「参加システム」が「参加型委員会」という具体的な形態において「第三のシステム」として提示されている点が注目される。この点は政策決定過程の民主化に関連する極めて重要な問題点である。ただ、ここでの問題としては次の2点が考えられる。一つは、この「参加システム・社会契約的システム」は、ペストフの「交渉経済」に類似した考えであるが、ペスト

フのそれより市場システムを基幹におく考え方であり、ペストフのような市場システムがうまく働かない第3セクターの領域の設定や市場システムに代替するものとしての第三のシステムを考える方向ではないという点である。二つは、その「参加型委員会」の基盤組織である「社会集団」について、ペストフのような消費者・生活者や労働者の参加という、社会経済的集団関係から必然的に出てくる参加の内容規定は与えられていないという点である。

市場システムの土台の上で労働者参加を考える考え方も今日非常に多くなっているが、既に一定の歴史を持つドイツの経営参加制度とは別に、最近の欧米で目立った拡大を見せて注目されているのは従業員持株制度・ESOPs (Employee Stock Ownership Plans, イギリスでは Share) である。それは拡大の顕著なアメリカ、イギリスをはじめ、西ヨーロッパ、東ヨーロッパの諸国ごとに違った形態で展開している (Wilson ed., Russell)。またそれは、企業の追加的資金導入や労務管理的手段にすぎないものから、協同組合形態と合体し労働者所有企業形態として活動しているものまであり、形態の多様化が進行している (Wilson)。それらの殆どは、株式市場を伴う株式会社制度を前提に活動するものであり、基本的には市場システムを土台とする労働者参加の一形態である。労働者参加における経済民主主義の発展という観点からみると、アメリカの ESOPs に関しては一般に消極的な評価が多く (Russell p. 12, Blasi and Kruse, 澤田)、イギリスではやや積極的な評価が多いように思われる (Wilson, Mason)。例えば、N・ウイルソンは ESOPs と利益配分制度 (profit sharing) を関連づけて捉え、いろいろな留保を置きながらも、「配分経済 share econ-

omy」という一節を設けて ESOPs が社会経済制度の問題に関わることを示唆している (Wilson, pp. 28-31)。その場合周知の M・ワイツマンの利益配分制度論が基本に置かれるが、ワイツマンは資本主義の枠組みを前提した上で、先進資本主義諸国において環境問題等のマクロ経済の外部性、大きな市場の失敗、公共財の社会福祉等々の問題にたいして、労働市場経済・賃金経済は十分には対応できず、利益配分制度のもとでそれらにインセンティブを与え得るから、そのような新しい社会的配分契約システムが必要であることを説いている (Weitzman)。

ここで注意して置きたいことは、個別的経済組織における労働者参加の諸問題が社会経済的な変化と連動しており、特に市場経済の在り方に大きな修正を追っているということである。また、ESOPs と利益配分制度は経済民主主義とは結びつかないという厳しい見方もあるという点である。例えば、L・バッドン等のグループは、それらは保守的なフィロソフィによるものであり、公営企業の民営化、新しい投資家の拡大、低税率の企業融資等の結果としての従業員持株の増加に過ぎない、と捉えている (Baddon pp. 288-292)。

ESOPs や利益配分制度に対する評価が様々なに分かれるのは、それらが多様化しつつあることにも依っている。また、やや大きな見方にたった経済民主主義の考え方においても多様化していると言えよう。そのような多様な変化形態、例えば「人民資本主義、ワイツマンの配分経済、労働者経営社会主義」等を、かつての収斂論とは違ったニュアンスで「第3の道 third way への諸提案」と見る考え方もある (Abell p. 21)。むしろ、資本家の経営のもとでの労働者参加の諸形態と労働者自主経営の諸形態とは異質のも

のであるが、それらが共存しつつ一つの社会的な潮流を作りつつある点に注意を払う必要がある。

(2) 市場システムと労働者自主経営・協同組合の接合

市場システムのもとで労働者自主経営の存在意義を見ようとする考え方もいろいろな形で出されている。まず、注目したいのは、ESOPs と協同組合を組み合わせた形態を分析する N・メイソンの見解である。彼は、ESOPs の出現はイギリスにおける従業員所有の伝統としての労働者協同組合の新しい可能性を開いていると考える。そして、「ESOPs は拡大している従業員所有が広く受け入れられる手段として急速に成長しており、そのことは全面的な民主的労働者所有の追求において協同組合を助けることになる。」と述べている (Mason pp. 191-193)。さらに、市場システムに関連して次のように言う。協同組合はその原理による理念主義と現実的なビジネスとのバランスを様々な歴史的経験の中で探ってきたが、「もしそのバランスを失うとすれば、そのとき協同組合はビジネスとしても、社会的経験としても失敗するであろう。まさしく、相互福利と個別的インセンティブとの同様なバランスは、従業員所有の価値を市場経済の現実の中に置きつつある今日の ESOPs によって追求されているのである」(ibid. p. 195)。また、このような ESOPs の発展形態として、それと協同組合との合体型である ECOP (Employee Common Ownership Plan) や従業員共済トラストによってコントロールされる民主的 ESOP (Democratic ESOP) の概念を提示し、いくつかのケーススタディを行っている (ibid. pp. 194-208)。

このような従業員持株制度と協同組合との接

合の展開可能性の議論は、そのような組織がいまだ量的に少ないとはいえ現代社会経済の質的制度的分析としては極めて注目すべき問題を持つように思われる。特に、株式会社が現代資本主義の基幹的な企業組織であり、その民主的な運営とそれを可能にする企業形態への進展が改めて問われている今日状況において、多くの示唆を与えているように思われる。ただ、諸国における現実の状況は極めて複雑な様相を呈しつつあり、例えば、ドイツの協同組合のように上記とは逆に協同組合が株式会社に転換する場合の問題もあることに注意する必要がある(的場)。

上記のメイスンの問題提起に関連するもう一つの重要な問題は市場システムと労働者自主経営との関係にかかわる問題である。市場システムと労働者自主経営を基軸にする経済民主主義の進展とは相容れないとする考え方は従来多く見られた考え方であるが、労働者自主経営を推進する立場に立った上で、市場システムは正当性の基準がより広い基盤に立つ故に恣意性が少なく公平であり、経済民主主義にも積極的役割を持つとする考え方もいろいろなバリエーションをもって現れている。恐らくその代表的考え方は市場社会主義論の流れであると考えられる(Miller, Prychitko, 野沢・木下・大西)。この場合、市場システムへの様々な形での消費者・労働者の「参加」の必要性が主張され、その多くの場合協同組合が重要な具体的動きとして取り上げられている。そして、そのような状況が徐々に市場システムを変容させて行くことを含意する考え方(Miller p. 333) と、「市場システムを更に開放的にすることにより一層労働者自主経営企業の発展を増進することができる」とする考え方(Prychitko p. 120) とに分かれてい

るように思われる。そして、いずれにおいても市場システムを単なる経済発展の手段と考える以上に民主主義的社会制度にとって不可欠のシステムと考えられている。

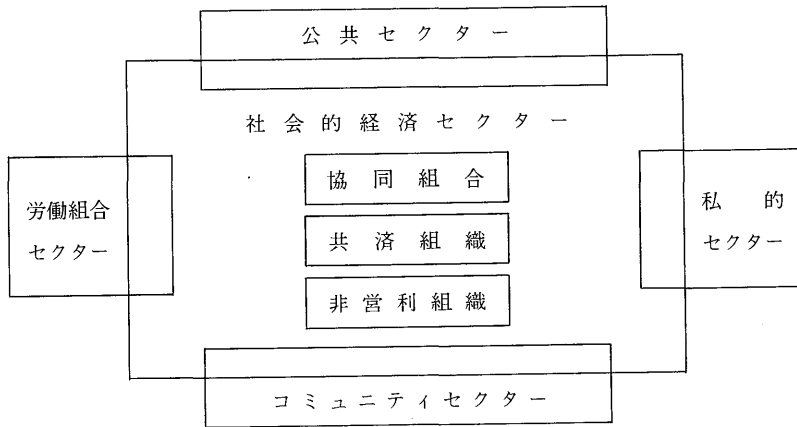
しかし、それらにおいて自主経営の代表的な具体例として出されている勤労者協同組合やモンドラゴンの実情は、少なくとも市場システムがそれらに良好な存在条件を与えているとは言えないように思われる。また、それらは容易に市場システムのメリットとして一般化できない種のものであるように思われる。

(3) 生活コミュニティ・非営利組織・市場・国家の多層構造

ここで意図している分類は、いわゆる多層的社會論に類するようなものではなく、社会を構成する諸要素の中で生活コミュニティや社会的自立組織(社会的非営利組織)の働きに注目し、市場システムや国家セクターの働きを限定的に考える考え方を対象としている。これらもますます多様化しつつあり、再編成された市場システムを中心に上記のような社会の諸要素の全般的な民主化を考える(従って(2)にも入る)考え方(野沢・木下・大西)、ペストフのように非営利組織や「交渉経済」を中心に社会構成を考える考え方(Pestoff), また、生活コミュニティを中心に「地域自立」を強調する考え方(新田, 中村), 等が注目される。

ペストフと類似の考え方に「フランス社会的経済 the French social economy (économie nationale)」の思考がある。ECの社会経済委員会は1986年に「ECにおける協同組合, 相互・非営利セクターとその諸組織」(EC Economic and Social Committee) という900ページにのぼる詳細な報告書を出しているが、その中の「使用される諸コンセプトの解説」において、協同

図表3 フランス社会的経済



組合セクター、共済組織、非営利組織、公共福利セクター等と並んで「社会的経済 the social economy」が図表3を示しながら取り上げられている。その図表に示されているように、その中心的な担い手は協同組合、共済組織、非営利組織であり、その周辺的な活動として、フランスやオランダでは労働組合やいわゆるコミュニティセクターの経済活動があり、ベルギーでは非営利組織と地方自治体の混合協力組織の活動がある、と説明されている (ibid. pp. 16-18)。そしてフランス編の第1章は「社会的経済」が対象とされ、歴史、実態、組織構造、政治的側面、他の経済セクターとの関係、「社会的経済組織」の政策等多岐にわたる問題の概略が示されている (ibid. pp. 411-430)。これらを十分議論する余裕はないが、ここでの問題に係わる次の2点に注意を払っておこう。

第1は、協同組合、共済組織、非営利組織(および周辺組織)が一つの連合組織として制度化され、「社会的経済セクター」として一つにくくられたカテゴリーとして活動し、取り扱われて

いるという点である。「社会的経済」がフランスにおいて実際的に力を発揮し始めるのは、共済組織・協同組合・非営利組織活動連絡国民委員会 (CNLAMCA) が1971年に設立されてからである。それ以後、社会的経済基金、社会的経済発展研究所、社会的経済相談委員会、社会的経済国際代表者会議、協同組合大学等の組織が作られ、「社会的経済」傘下の企業は「束縛のない構成員資格、民主的経営、活動の自由、個別的利益追求をしない」という企業活動基準に従って、もっぱら互助的な協同の効果を基礎に活動するのである。これらの活動のプロモーターは協同組合であるが、非営利組織の従業員がその傘下企業従業員の60%を越えている点は注意を要しよう。また、それらの企業の大部分はいわゆる生活関連産業、公共サービスの中小企業である (ibid. pp. 41-423)。このように、「社会的経済」が非営利の互助的な協同の社会意識を定着させ、それをいくつかの社会経済組織形態にまたがって生活経済の分野の一つの具体的な社会経済制度として定着させている点に注目した

い。このような問題はわが国の協同組合研究においても注目されている（富沢，川口）。

第2は，市場システムとの関係についてである。「社会的経済」傘下の企業も市場経済の競争にさらされており，それに対し構成員の協同によって対応しているが，他の諸国の場合と同様に，EC市場統合に直面して一層厳しい状況にある（ibid. p. 18, 川口 68ページ）。このような市場競争への対応は当面の問題として不可避の重要課題である。問題は，今後の長期の課題・戦略或はその社会経済制度の在り方として，少なくとも当該分野において市場システム自体の修正の問題を考慮しないでよいのか，という点である。先に見たベストは「交渉経済」の改良型システムとでもいうべきシステムを考えているが，以下に見る生活コミュニティの視点からの社会経済制度論でも，市場システムは一層限定的なものと思なされていくのであり，ここでもそのような問題があるように思われる。

次に，生活コミュニティを中心に「地域自立」という形の主体形成を強調する考え方を見よう。地域生活コミュニティの議論は極めて多いが，そのような主体形成を強調する見解は，従来の市場システムや公的システムに代替する何らかの主体形成を生活拠点の視点から考える場合が多く，ここでの問題に不可欠の考え方である。

まず，新しい「地域自立の経済学」の構築を試みる中村尚司は次のように言う。「私的部門（私企業）と公的部門（公権力）における経済活動の組織化が，人間生活の自然過程を攪乱する時，それに対抗できる経済主体はなにか。生活過程と経済過程の二重の過程を生き，生身の人間の活動として両者を統合できるのは，生活の本拠をとともにする者が協力して，新たに形成する経済主体であろう。そのような協力関係の

共同性は，生活の本拠を前提にする以上，『地域』以外にありえない。生活行為と経済行為とが矛盾・対立しないばかりか，私企業や公権力の浸食に対抗する力を結集できるのは，生活の本拠をおく地域住民の共同体だけである。」（中村 38-39ページ）。そして，そのような主体に照応する経済関係のシステムとして「友愛原理」に根ざす「協議経済システム」を提示する。また，生活本拠としての第1層の地域，多様な連合形態の第2層の地域，日常性の枠組みをこえる第3層の地域といった自発性と多様性をもった地域自立の主体のイメージをえがいている（同上 8章，終章）。

類似の考え方に立つ新田俊三は，「もともと生活共同体の構成原理は市場メカニズムとはまったく異なった次元で構成される。」として次のようにいう。「地域共同体は，学校，医療・保育施設，交通条件，文化施設についての共同的決定を行うが，この決定は別に利潤原理によって行われるものではなく，いわゆる社会化された投資配分がここでは実現している。」「総じて社会的な投資メカニズムに，市民が非市場的要因をもって介入するに至ると，資本主義体制そのものが極めて不透明な構造にならざるを得ない。この不透明さをわれわれは資本主義体制の過渡的性格と定義する。この過渡的性格はそれ自体としては決して完結し得ないものである。われわれが想定した生活の拠点としての地域共同体も，したがって一つの完結したシステムとしては完成され得ないであろうということも確かなのである。」（新田 182-185ページ）。

このような地域生活コミュニティの新しい主体形成論において，その具体的な制度として必ず登場するのは地方自治体の議論であるが，その場合，地方自治体が土台となって，国民経済

の新しい社会経済制度の主体としての地域生活コミュニティシステムが形成されるという(新田 198ページ)、主体形成の発展論に注目したい。そこに既に見てきた協同組合を含む「社会的非営利組織」の重要な役割の問題が関わって来るからである(田中)。そして、そのような地域生活コミュニティの主体形成問題は、地方自治体問題と同時に「社会的非営利組織」問題を導入する時はじめて具体的な主体形成論になっていくように思われる。そのような具体例も今日数多く見いだすことができるが、なかでも、「公営セクター、共営セクター、民営セクター」の「相乗セクター」の議論を踏まえた「地域自立型福祉システムの形成」の議論が注目される(堀越・植野)。

(4) 環境問題と社会経済制度問題

新しい社会経済制度問題は、環境問題を除いて考えることはできないが、いまだ私にとってそれは極めて困難な領域であり、ここで十分論じることにはできない。しかし、少なくとも社会経済制度論に不可欠の次の2点については触れざるをえない。一つは、すでに多くの研究によって明らかなように、環境条件は地球規模で悪化の一途をたどっており、経済成長(少なくとも先進諸国の現時点以上の生活水準の向上を含む)の限界・制約は今後加速的に強まっていくことは避けられないという点である。従って、経済成長それ自体を利潤追求・資本蓄積追求の競争において追求する資本主義制度(営利組織主導の制度)の限界も加速的に強まっていかざるをえないであろう。そうであるとすれば、そこにはそれに代替する社会経済制度への転換が不可避になっていくのであり、そのような質的・制度的な社会経済制度の研究がますます重要になっていくと考えられるのである。

二つは、環境問題を踏まえた社会経済制度論においても、結局は上記の地域生活コミュニティの場合と同じく、利潤追求営利組織を主導とする社会経済制度に代替する中心的主体と社会制度をどのような形で形成するかという問題に帰着する、という点である。その主体の内容を人間の協同的集団組織の次元で考えるとすれば、先に述べた福利的社会的目的性と自主決定・自主経営性をもった非営利組織を中心的主体とする方向が考えられるであろう。

よく知られたP・エキンズ編『生命系の経済学』の中の、しばしば引用されるH・ヘンダーソンの「デコレーションつき3段ケーキ」に経済組織にかかわる次のような分析がある。市場経済・私的セクターで構成される最上段のデコレーション部分は公的セクターで構成される2段目に依存し、それはまた家族、コミュニティ、相互扶助、自給農業等の「社会的協同の非市場的逆経済」で構成される3段目に依存し、それらは更に最下段の「母なる自然」の層に依存している。3段目以下はGNPに現れない非貨幣的なインフォーマル経済として上段を支えることを強制されているのが現実である(Ekins p. 33, 石見他訳41ページ)。ここで特徴的なのは、3段目の「社会的協同」と最下段の「自然」とは共に市場経済に浸食される社会の与件の部分という点でくくられていると共に、依存関係を内在する近接した関係として捉えられている点である。この社会的評価がなかった部分に正当な社会的評価が与えられるシステムが形成される時、初めて社会と自然は正常な再生産を展開することを示唆している。また、そのインフォーマル経済活動の社会的評価を行うための分析において、「大企業、公共セクター、小企業、集合体と協同組合、コミュニティ事業、ボランタ

「活動時間（経済活動時間×参加者数）」によって検出する方法を分析している。そして、協同組合、コミュニティ事業、相互扶助組織等の調査を行い、それら諸セクターの活動の社会的評価を考慮した上で環境問題を踏まえた地域的、国家的政策の指針を作ることを提案している（Ross pp. 155-165）。

しかし、ここには環境問題を踏まえた経済主体・経済組織論、諸セクターを環境問題の観点から吟味する議論は展開されていない。今日の時点では、環境問題を社会経済制度問題に内在化しようとするならば、地球規模・国民経済規模のマクロ的問題と同時に、営利組織、公的組織、非営利組織それぞれのミクロ的問題、社会的役割・制度的・組織的機能等の問題を環境的観点から検討しなければならないであろう。例えば、環境問題を企業（営利組織）の社会問題として分析する鈴木幸毅のような研究の集積が必要であろう（鈴木）。その研究では、企業活動が地域社会・住民組織、環境保護団体、消費者団体、労働組合等の社会的インパクトによってどのような形で環境問題を自らの社会問題としているのかを中心に、地球環境問題への企業の対応とその性格、環境問題対応を含むリスク・マネジメントの検討、さらに最近注目されている「環境勘定」問題にかかわる「社会監査 social audit」問題等を資本主義社会の在り方を問う視点から分析している（鈴木）。社会経済制度問題に環境問題を内在化させるためには、全体の枠組みをなす自然条件と社会との関わりの問題と、社会を構成しその活動の在り方を決める諸社会経済組織と環境問題との関わりの問題とを、可

能な限り関係づけて捉えていく必要があるように思われる。

4 市場・国家主導の制度から「社会的非営利組織」優位の制度へ

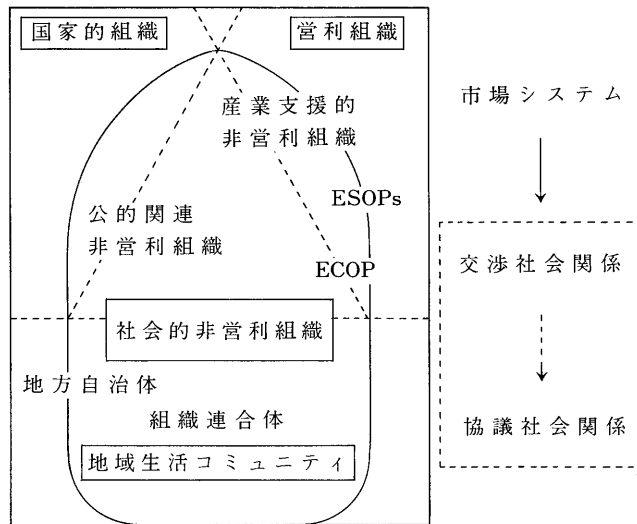
これまでの考察を踏まえて、本稿での一つの社会経済制度の在り方を示してみよう。とは言い、問題が大きいだけに、不十分な試論に止まらざるをえないが、現実の社会状況はこのような種の多くの試論の論議を必要としているように思われる。

ここに示そうとしている社会経済制度の特徴を端的にいえば、それは「社会的非営利組織」優位の社会経済制度ということができ、そこには今日の先進諸国の社会状況が市場・国家主導のそれから非営利組織に重点を置く多元的な制度へ移行する可能性を有している或は移行の入口に立っているという認識がある。説明の便宜のため、図表4『「社会的非営利組織」優位の社会経済制度の構図』をえがいてみた。以下にこの社会経済制度の考え方の特徴的な内容と問題点を述べよう。

(1) 「社会的非営利組織」とその「優位」について

図表4はペストフの図表1を土台にしているが、それとの違いは、国家的組織、営利組織の非営利組織化への傾向が漸次強まっていくという歴史的趨勢が盛り込まれているという点と、多様な非営利組織の中で「地域生活コミュニティ」を担うそれが社会経済生活の中心的主体として重要視されているという点である。営利組織の非営利組織化傾向の歴史的趨勢を言うためにはなお十分な実証研究が必要であるが、社会的要求に応じた「社会的非営利組織」の先進諸国における最近の趨勢的增加の社会的背景（藤

図表4 「社会的非営利組織」優位の社会経済制度の構図



田) や先に見た ESOPs の増加, 「社会監査」の導入に代表的に現れているような株式会社の変化, 利潤機能の変化の内実は, このような歴史的趨勢を現時点で示唆しているように思われる。また, 産業構造の転換と共に従来の株式会社—重化学工業中軸の社会経済制度は将来協同組合セクター—生活・生命分野産業を核とするそれへ変化し, 株式会社は変質しつつ補完的役割を担うことになる, という堀越芳昭の見解にも注意したい (堀越)。

「社会的非営利組織」は福利的社会的目的性と民主的な自主決定・自主経営性を特性とする組織であり, 利潤動機でなく, 社会的目的動機を中心に動く組織である。従って, この社会的目的の評価と決定の組織過程が重要であり, その社会的目的に関わる社会構成員の民主的な自主的決定過程が重要な意味を持つ。この場合, 「社会的非営利組織」の拡大の背景には自主性と目的協同性を有する人々の拡大状況(「人間

進歩の社会状況」), 即ち, 現代社会の発展と共に増大する自主的で多様な活動をする人々, そして, それらの多様な活動や発達したコミュニケーション手段を通して人々の相互協力による社会的諸活動にかんする認識を高めていく人々の増大の状況がある。ここには, そのような状況と現代資本主義との関係, 階級, 階層の問題との関係, 経営や技術の専門性と一般構成員との組織的, 社会的関係の問題等多くの問題があるが, 紙幅の関係で次の点にのみ触れる。

それは「社会的非営利組織」の「優位」ということにかかわる問題である。ここでの「優位」は三つの意味を持っている。一つは, 環境的条件が今後の社会発展においてますます基本的条件にならざるを得ないとすれば, 従来の営利原則を変化させる「非営利」の「福利」の方向を社会の基調とせざるをえないということである。二つは, 今後の社会発展において「社会的非営利組織」は国家的組織, 営利組織に対して社会

の中の比重を増大させていき、社会活動の中心
的な組織になっていくということである。三つ
は、人々の多様で自主的な活動は、生活基盤の
向上を通して主体的な活動を一層発展させよう
が、その組織はこの生活基盤の中心的組織とな
るということである。二については、これまで
様々な形で論じてきたが、ここで次の点を強調
しておきたい。現代資本主義社会において非営
利組織が存続・拡大する根拠について種々の見
解があるが(藤田3)、要点は営利原則に乗らな
い不採算分野での活動が可能であることと階級
対立のある営利組織にはない組織的協調性が獲
得できるという点である。しかし、ここでの社
会の中の比重増大の内容は、それに止まらず、
その延長線で「社会的非営利組織」が「人間進
歩の社会状況」に照応して、様々な社会的目的
に応じて多様な形で関わり得る多様性を有する
主体的な組織であること、同時に共通目的と相
互信頼を基本にする協同性を有する主体的な組
織であることである。三は次の問題に関わって
いる。

(2) 「地域生活コミュニティ」について

「社会的非営利組織」の主要部分は「地域生
活コミュニティ」の中心的な組織になると考え
られる。生活の拠点やコミュニティが人間活動
そのものの性格からどのような内容を有するか
は簡単に語れる事柄ではないが、とりあえず奥
田道大によって次のように考えておこう。人々
の普遍的な社会的存在条件として、社会関係と
空間的規定条件との2つがあり、「後者は特定の
空間性において生活する」ということであり、
それは「住みつき構造」を作る。その場合、個々
の欲求充足視点ではカバーできない「共有的状
態」および相互協力状態があり、それを維持発
展させるための共有的・相互協力的・基盤的な

組織体が形成される。それが「コミュニティ」
である(蓮見音彦・奥田道大 317-347ペー
ジ)。奥田はより具体的に「コミュニティ形成
は、都市、都市行政と住民を媒介する、中間集
団・組織体として位置づけられる」というが、
この点は住民を主体的に捉える内容とすべきで
であろう。従ってここでは、「地域生活コミュニ
ティ」は人々の生活拠点としての「住みつき構造」
として、人々の生活の共有的相互協力状態・生
活基盤を維持発展させるための地域的組織体で
あり、住民の「社会的非営利組織」、「住民的・
同好的非営利組織」、地方自治体等の組織連合体
として形成されるもの、と言うことができよう。
そして、地方自治体その他の公的組織がそれに
どの程度またどのように関わるかは、「社会的非
営利組織」の自主的活動の発展の程度によって
違ふと考えられ、その自主的活動が発展すれば
地方自治体等の活動の力点は実行活動から支援
活動へシフトしていくことになると思われる。

「コミュニティ」のこのような捉え方は先の
ベストフのような「家庭」中心のそれとは明ら
かに違っている。これまでの家庭経済学的生活
論的研究方向への傾斜が示すように、「家庭の崩
壊」と「家庭の社会化」を補完し支援する共有
的・相互協力的な生活基盤社会組織が要請され
ていると共に、そのような生活基盤の内実の質
的向上によって「人間進歩の社会状況」を維持
発展させよう地域の活動組織が要請されている
のである。従って、「地域生活コミュニティ」に
おいては福利の目的性と民主的な自主決定・自
主経営の特性をもつ「社会的非営利組織」が最
も重要な組織と考えられるのである。また、そ
の「社会的非営利組織」と「家庭」との間には、
もっとリラックスしたインフォーマルな日常的
「対話の場」が必要である。それは「住民的・

同好的非営利組織」やその他の組織・施設によって担われると思われる。

(3) 「交渉社会関係」と「協議社会関係」について

「交渉社会関係」と「協議社会関係」は、市場システムに何らかの助勢的な役割を認めるとしても、少なくともその社会経済制度の中心部においては市場システムに代替するものとして提示されている。

「交渉社会関係」は各国で違った形態があり得るが、ここでは「社会的非営利組織」-「地域生活コミュニティ」が社会の中心的役割を担うという点に照応して、北欧型とは違った分権型のシステムが考えられる。そのためには地域における「社会的非営利組織」(消費者団体、協同組合等)が十分な交渉力を備えるほどに形成されねばならない。また、それらの組織間、地域間ネットワークのメリットが十分生かされていくことも必要となろう。

また、「社会的非営利組織」の活動の発展自体の中に、そしてある程度まで営利組織の「社会的責任」「社会的貢献」「社会監査」等の進展の中に、市場システムから「交渉-協議システム」への移行の契機が現れることに注意する必要がある。それらの代表的な兆候は、非営利組織のマーケティング論における「ディマーケティング論」(梅沢 第2, 3章)や「非財務的目標の優位性、非金銭的取引、多者間交換取引」論(ラブロック・ウエインバーク 第2章)等に見ることができる。また、これに関連して注意すべき問題は、「社会監査」や「社会的バランスシート」(Pestoff 1991a p. 193)の基準、「社会指標SI」「国民生活指導NSI」、或は「バルティーズ原則」等の発展形態の社会システムとして、社会的活動や社会的成果等の社会的評価システム

(例えば「総合的経済環境勘定システムSEEA」)を形成・発展させることが求められるという点である。

「交渉社会関係」と「協議社会関係」は、図表に示すように、かなり重なり合った部分があり、「地域生活コミュニティ」の中心的な社会経済組織・諸組織連合体になるほど後者の社会関係が支配的になると考えられる。先に触れたように「交渉社会関係」は多くの場合一定の社会的目的間の利害調整(公的組織や第三者機関による)を必要とするのにたいし、「協議社会関係」は、「コミュニティ」に照応した一定の連帯しうる共通目的のもとで関係諸組織やその成員が一定の「共感意識」をもって自主的創造的に協議する関係である。ハーシュマン流に言えば、そこには一定の「ロイヤリティ」があるから「退出」は身勝手にはできない社会関係があり、従って成員は協議の創造的発展や組織の改善に努めねばならないことになる。また、ペストフの言う「出向いて手を差し伸べる機能」がその関係の重要な内容になっていくと考えられる。

また、インフォーマルな日常的な同好的關係が一つの社会的組織或は社会的な場において集団的に現れている「対話関係」とでも云うべき場合がある。最近の「福祉コミュニティ」論や「社会参加活動」調査等に多くの例が示されているように、同好的な「対話関係」は「社会的非営利組織」の活動への重要なアクセスであり、それを下支えする関係ともなるのであり、「家庭」関係とそれをとりまく社会関係や諸組織との間の媒介要因としてそれを位置づけておくことが必要と考えられる。

5 結 び

非営利組織の拡大傾向は先進諸国に共通に見られる今日の現象であり、その背景には社会的生活の不安定、高齢化社会問題の進行、環境問題の深刻化等の社会問題への人々の自己防衛的な対応という状況があると共に、人々の多様な自主的活動の拡大と質的向上、つまり「人間進歩の社会状況」が生み出す社会的活動意欲の向上という状況がある。さらに、この「人間進歩の社会状況」は、人々が社会経済制度を構成する諸組織にたいし単なる協調的参加に止まらず、社会的協同を伴う福利的目的を有する組織への参加、その決定への参加、更に自主運営を求めていく社会的趨勢を生み出している。従って、非営利組織、殊に福利的目的を有する「社会的非営利組織」はそのような社会的役割を担って現れていると言えよう。また、産業構造の変化や「社会的責任」に突き動かされる様々な株式会社の変化や民主的 ESOPs の出現にもこのような社会的趨勢が内在していると見ることができるであろう。

労働の場であれ国際的な場であれ、人々の自主的な活動が維持発展するには、生命・生活の再生産の場・生活拠点における共有的相互協力状態・生活基盤、つまり生活のためのコミュニティの内実の向上が図られなければならない。今日においてその生活コミュニティは、「家庭の崩壊」の修復と共に再構築されねばならないと同時に、新しい形態での向上を進めねばならない。そのためには福利的社会的目的性を有し、人々の多様な自主性と協同性を引き出し得る人々の自主運営の組織が不可欠である。「社会的非営利組織」は、ペストフも指摘するように、そのような社会的役割に極めて適合的な組織で

あり、それらの点で国家的組織や営利組織にたいして社会経済制度の基盤的・中心的な主体としての優位性と代替性を獲得していく可能性があると考えられる。従って、人々の社会的活動の向上と「社会的非営利組織」-「地域生活コミュニティ」(非営利組織の連合体或は協議体)の向上のサイクルが定着していくならば、上記の優位性・代替性は「社会的非営利組織」優位の社会経済制度を生み出していく可能性があると考えられる。そして、その組織内部に照応して社会関係の中心的システムが市場システムから「交渉-協議システム」へ変化していく趨勢をも考えられるであろう。無論現実の非営利組織には多くの矛盾した複雑な実態があるが(藤田)、先に示した先進諸国の動きや論議はそれらの趨勢を示唆している。ここに提示した「社会的非営利組織」優位の社会経済制度は、「人間進歩の社会状況」に適合し得るようなこれからの社会経済制度がどのような内実を持つていくことになるのかの基本問題を示そうとしたものである。なお、このような社会経済制度問題と産業構造の変化・サービス化、国際的問題との関連等の多くの基本的問題が残されているが、他日を期したい。

参 考 文 献

- 藤田暁男「最近の非営利組織にかんする問題点——『社会的非営利組織』への接近——」金沢大学経済学部論集 第14巻第1号 1993年。
- V. A. Pestoff, 1991a, *Between Markets and Politics - Co-operatives in Sweden*. Westview Press. (本書について藤田のマネジメント, 田中秀樹, 的場信樹, 松尾匡諸氏による4人の共訳が晃洋書房から近く出版の予定。)
- V. A. Pestoff, 1991b, "Third Sector and Co-Operative Services—An Alternative to Privatization." *Journal of Consumer Policy* 15. 岩田正美訳, 『ス

- ウェーデンの福祉と消費者対策」所収 生協総合研究所1993年。
- V. A. Pestoff, 1993, "Beyond Exit and Voice in Social Welfare Services-Consumer Involvement and Clients as Co-Producers." Paper presented to the Barcelona Conference on "Wellbeing in Europe by Strengthening the Third Sector", 27-29 May, 1993.
- A・ハーシュマン, 三浦隆之訳『組織社会の論理構造』ミネルヴァ書房 1975年。
- V. A. Pestoff, 1990, "Swedish Consumer Policy as a Welfare Service-Organizations in a Negotiated Economy." *The Third Sector - Comparative Studies of Nonprofit Organization*. (同文の paper を使用)。岩田正美・酒井公子・平野隆之訳, 『スウェーデンの福祉と消費者政策』所収 前掲書。
- 丸尾直美・熊谷彰矩編著『質の経済学』同文館1981年。
- N. Wilson, ed. ESOPS Their role in corporate finance and performance. Macmillan 1992 R. Russell, "Taking Stock of the ESOPs." *International Handbook of Participation in Organizations*, Volume I, ed. by C. J. Lammers & G. Szell, Oxford Press, 1989.
- N. Wilson, "Employee Ownership : ESOPs in Context." N. Wilson ed. op. cit.
- J. R. Blasi & D. L. Kruse, *The New Owners The Mass Emergence of Employee Ownership in Public Companies and What It Means to American Business*. HaperBusiness 1991.
- 澤田 幹「アメリカの従業員持株制度の可能性——経営参加論の視点から——」金沢大学経済学部論集 第12巻第1号 1991年。
- N. Mason, "ESOPs and Co-operative Enterprise : the Employee Common Ownership Plan (ECOP)." ESOPS, op. cit.
- M. L. Weitzman, "Profit-sharing capitalism." *Alternative to Capitalism*, ed. by J. Elster & K. O. Moene, Cambridge U. Press, 1989.
- L. Baddon, L. Hunter, J. Hyman, J. Leopold, H. Ramsay, *People's Capitalism ? A Critical Analysis of Profit-sharing and Employee Share Ownership*, Routledge, 1989.
- P. Abell, "Labour-capital partnership : a political economy of the third way." *New Forms of Ownership, Management and Employment*, ed. G. Jenkins & Poole, Routledge, 1990.
- 同組合の組織変更——」生活協同組合研究 No.153・154 1987 10。
- D. Miller, *Market, State and Community Theoretical Foundations of Market Socialism*, Clarendon Press, 1989.
- D. L. Prychitko, *Marxism and Workers' Self-management*, Greenwood Press, 1991.
- 野沢正徳・木下滋・大西広編『自立と協同の経済システム』大月書店 1991年。
- 新田俊三『高度社会システムの創造 21世紀社会へのシナリオ』第一書林 1985年。
- 中村尚司『地域自立の経済学』日本評論社 1993年。
- EC Economic and Social Committee, *The cooperative, mutual and non-profit sector and its organizations in the European Community*, 1986.
- 富沢賢治「社会的経済——協同組合運動がめざすもの」大内力監修 生協総合研究所編『協同組合の新世纪』コープ出版 1992年。
- 川口清史「『協同組合経済』から『社会的経済』へ CIRIEC 第19会大会の論議から」生活協同組合研究 1992 10。
- 田中秀樹「消費者の学習と生活主体形成」山田定市・鈴木敏正編『地域づくりと自己教育活動』筑波書房 1992年。
- 堀越栄子・植野一芳「地域自立型福祉システムの形成」新田俊三編『社会システム論』日本評論社 1990年。
- P. Ekins, ed., *The Living Economy A New Economics in the Making*, Routledge & Kegan Paul, 1986. 石見 尚・中村尚司・丸山茂樹・森田邦彦訳『生命系の経済学』御茶の水書房 1987年。
- D. Ross, "Making the informal economy visible." *ibid.*
- 鈴木幸毅『環境問題と企業責任——企業社会における管理と運動——』中央経済社 1992年。
- 堀越芳昭「株式会社の本質と協同組合の原理——協同組合を核とした社会経済制度の構築——」白石正彦監修農林中金総合研究所編『協同組合の国際化と地域化』筑波書房 1992年。
- 蓮見音彦・奥田道大『地域社会論』有斐閣 1980年。
- 梅沢昌太郎『非営利・公共事業のマーケティング 新たな社会システムへの展望』白桃書房 1988年。
- C. H. ラブロック, C. B. ウェインバーク『公共・非営利のマーケティング』渡辺好章・梅沢昌太郎監訳 1991年。

(金沢大学経済学部)

的場信樹「協同組合から株式会社へ——西ドイツ消費協